

# 石川県公報

平成 26 年 3 月 3 日 (月曜日)

号 外

(第 19 号)

## 目 次

規 則	
○石川県河川管理規則の一部を改正する規則 (河 川 課) 1	

## 規 則

石川県河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第五号

#### 石川県河川管理規則の一部を改正する規則

石川県河川管理規則（昭和四十年石川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「許可」の下に「登録」を加え、同条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条の見出し中「許可事項」を「許可事項等」に改め、同条中「許可を受けた」を「許可又は登録を受けた」に改め、「許可」の下に「又は登録」を加え、「当該許可事項」を「当該事項」に改め、「の許可」の下に「又は変更の登録」を加える。

第五条中「から第二十七条までの許可」を「若しくは第二十四条から第二十七条までの規定による許可又は法第二十三条の二の規定による登録」に、「一に」を「いずれかに」に、「届出なければ」を「届出なければ」に改め、同条第三号中「許可」の下に「又は登録」を加える。

第六条第一項ただし書中「三十年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録期間)

第六条の二 法第二十三条の二の規定による登録の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 法第二十三条の規定による占有許可を受けた水利利用のために取水した流水のみを利用する発電のために河川の流水を占有するとき 前条の規定による占有許可の期間を超えない期間
- 二 施行令第十四条の二に規定する流水のみを利用する発電のために河川の流水を占有するとき 二十年以内
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の登録の期間の更新について準用する。この場合において、これらの規定中「許可」とあるのは、「登録」と読み替えるものとする。

(6) 施行規則第11条の水利使用に関する許可の申請書	申請に係る許可が国土交通大臣の認可を必要とする場合
(7) 施行規則第12条の土地の占有に関する許可の申請書	
(8) 施行規則第13条の土石その他の河川の産出物の採取に関する許可の申請書	申請に係る許可が知事限りでなし得る場合
(9) 施行規則第15条の工作物の新築改築又は除却に関する許可の申請書	

図表第1号	(10) 施行規則第16条の土地の掘さく、盛土、若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為に関する許可の申請書		や
	(11) 施行規則第19条の完成検査の申請書 (12) 施行規則第20条の許可工作物の一部使用の承認申請書	申請に係る工作物について法第26条の許可が国土交通大臣の認可を得てなされている場合 申請に係る工作物について法第26条の許可が知事限りでなされている場合	
	(13) 施行規則第21条の地位承継の届出書 (14) 施行規則第22条の権利譲渡の承認申請書 (15) 施行規則第30条の河川保全区域内の行為の許可申請書 (16) 施行規則第33条の河川予定地における行為の許可申請書		

(6) 施行規則第11条の水利使用に関する許可の申請書 (7) 施行規則第11条の2の水利使用に関する登録の申請書 (8) 施行規則第12条の土地の占用に関する許可の申請書 (9) 施行規則第13条の土石その他の河川の産出物の採取に関する許可の申請書 (10) 施行規則第15条の工作物の新築、改築又は除却に関する許可の申請書 (11) 施行規則第16条の土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為に関する許可の申請書	申請に係る許可が国土交通大臣の認可を必要とする場合 申請に係る許可又は登録が知事限りでなし得る場合
(12) 施行規則第19条の完成検査の申請書 (13) 施行規則第20条の許可工作物の一部使用の承認申請書	申請に係る工作物について法第26条の許可が国土交通大臣の認可を得てなされている場合 申請に係る工作物について法第26条の許可が知事限りでなされている場合
(14) 施行規則第21条の地位承継の届出書 (15) 施行規則第22条の権利譲渡の承認申請書 (16) 施行規則第30条の河川保全区域内の行為の許可申請書 (17) 施行規則第33条の河川予定地における行為の許可申請書	

に改め、図表を別表とする。

る。

附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、経過措置として、施行期日とする。